

相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について

評価明細書の作成において、記載方法等の定めに従い、**表示単位未満の端数を切り捨てる**ことにより、**評価額等が算出されず**、端数処理などに疑義が生じることも



【改正事項①】

「取引相場のない株式（出資）の評価明細書の**記載方法等**」を改正し、**表示単位未満の端数処理**の取扱いを**明確化**

【適用時期】 **令和6年1月1日以降**の相続や贈与等

0

相続税及び贈与税における取引相場のない株式等の評価明細書の様式及び記載方法等について

従来の「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」では、**同一の表の他の欄の値**であるにもかかわらず、**転記を必要**とする箇所も



【改正事項②】

評価明細書についても、その**作成の便宜を図る観点**から改訂

【適用時期】 **令和6年1月1日以降**の相続や贈与等

1

端数処理の取扱いの明確化について

表示単位未満の端数を切り捨てることにより **0 となる場合** は、当該端数を切り捨てず、**分数により記載**

【記載例】第4表

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算	直前期末の 資本金等の額	直前期末の 発行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))
	① 千円	② 株	③ 株	④ 円
	3,000	4,500,000	0	$\frac{3,000,000}{4,500,000}$

(対象となる明細書)

- ・ 第3表 一般の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書
- ・ 第4表 類似業種比準価額等の計算明細書
- ・ 第5表 1株当たりの純資産価額（相続税評価額）の計算明細書
- ・ 第6表 特定の評価会社の株式及び株式に関する権利の価額の計算明細書
- ・ 第7表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書
- ・ 第8表 株式等保有特定会社の株式の価額の計算明細書（続）

2

端数処理の取扱いの明確化について

ただし、**納税義務者の選択**により、**小数による記載も可**
この場合、**株式数の桁数に相当する位未満**の端数を切り捨て



例えば、「発行済株式数」が**7桁**の場合、小数点**第7位未満**を切り捨て

【記載例】第4表

1. 1株当たりの資本金等の額等の計算	直前期末の 資本金等の額	直前期末の 発行済株式数	直前期末の 自己株式数	1株当たりの資本金等の額 (①÷(②-③))
	① 千円	② 株	③ 株	④ 円
	3,000	4,500,000	0	0.6666666

④の金額の計算 $3,000 \text{ 千円} \div (4,500,000 \text{ 株} - 0 \text{ 株}) = 0.6666666\overline{66}\dots$

3

計算明細書の改訂について

同一の表の他の欄から転記することとしていた欄については、記載を要しないこととするなどの改訂

【例】第3表

(改訂前)

小 会 社 の	②の金額 (③の金額があるときは③の金額) と次の算式によって計算した金額とのいずれか低い方の金額	⑥	円
株式の価額	$\text{①の金額} \times 0.50 + \left(\text{②の金額 (③の金額があるときは③の金額)} \times 0.50 \right) = \text{ } \text{円}$		



(改訂後)

小 会 社 の 株式の価額	次のうちいずれか低い方の金額 イ ②の金額 (③の金額があるときは③の金額) ロ (①の金額 × 0.50) + (イの金額 × 0.50)	⑥	円
------------------	--	---	---